

会 議 録

会議の名称	令和５年度 第３回 おいらせ町国民健康保険運営協議会	
日 時	令和５年８月２５日（金）午後３時００分から午後４時１０分まで	
場 所	おいらせ町立東公民館 ２階 会議室	
会議公開	☒ 全部公開 ☐ 一部非公開 ☐ 全部非公開 ※非公開理由（ ）	
出席者等	委 員	【出席者】（７人） 会長：佐々木四樓 会長職務代理者：近藤隆衛 委員：立花國雄、石田正実、佐々木映子、苫米地光雄、奈良康乃 【欠席者】（２人） 委員：磯島泰、木村英敏
	事務局	【町民課】 課長 松山公士、課長補佐 袴田笑美子、主任主査 松林貴広、 【税務課】 課長 久保田優治、課長補佐 中里浩、主査 天間広規
傍聴者数	０名	

議題等	日程 1 会期の決定について 日程 2 議事録署名人の選任について 日程 3 議案審議 報告第 1 号 令和 4 年度おいらせ町国民健康保険税収納状況について 報告第 2 号 令和 4 年度おいらせ町国民健康保険特別会計決算について 報告第 3 号 高額療養費支給申請手続きの簡素化について 議案第 1 号 令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(案)について その他
-----	---

発言者	発言内容
町民課長補佐	定刻になりましたので、これから令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を開催します。(修礼) 開会にあたりまして、佐々木会長からご挨拶をお願いします。
会長	猛暑により様々な異変があるようです。それだけ猛暑、地球温暖化の影響があることにびっくりしています。今日は暑いところご苦労様です。只今よりそれでは始めさせていただきます。
町民課長補佐	本日の欠席委員は、磯島委員、木村委員の2名です。出席委員は7名であり、過半数以上の出席により会議が成立しておりますことを報告いたします。 それでは議事の進行につきましては、規則により会長が行うこととなっておりますので、会長に進行をお願いします。
会長	早速ですが、日程1「会期の決定について」です。 会期は本日8月25日の一日とすることにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしとして本日一日と決定させていただきます。 日程2、「議事録署名者の選任について」です。 近藤隆衛委員、石田正実委員のお二方をお願いします。 日程3、「議案審議」に移ります。 報告第1号 令和4年度おいらせ町国民健康保険税収納状況について、担当者から説明をお願いします。
税務課 天間主査	(報告説明)
会長	ただいまの説明について、質問等ありませんか。
石田委員	不能欠損処分額とは一体何ですか。
税務課長補佐	不能欠損とは、課税したものの収納がなく期間が5年経過し時効となったものについて、収入すべき調定額から落とすことになったものです。
石田委員	令和4年度ということは平成30年度分が対象となるのでしょうか。
税務課長補佐	時効成立は5年ですのでそういうことになりますが、人によっては時効を中断したりする場合があるので、一概に5年ということではありません。

発言者	発言内容
佐々木委員	人数にすればどれくらい、毎年同じ人でしょうか。
税務課長補佐	不能欠損で落とした方は、人数にしますと112名になります。 対象者は概ね同じ方が多いですけど、新規の方も入ってきます。なるべく不能欠損とならないように収納対策に取り組んでいますが、なかには財産がないとか、収入がないということで滞納処分もできない方もいますので、5年経つと時効により不能欠損となってしまうことになります。
石田委員	例えば働けないとか収入がない人に対する救済はありますか。
税務課長補佐	基本的に生活保護になれば減免になります。生活保護にならない限りは課税されますし、納付していただく義務があります。そのなかで収入がない方については、私共の方ではそのご家族の方に支援していただけないか折衝しています。
石田委員	それが難しければ町の負担となりますか。
税務課長補佐	収入すべき調定を落とすということになりますので、国保制度の財源となる国保税がもらえないということは、結果としてそういうことになります。
近藤委員	一般会計からの補填となりますか。
税務課長補佐	あくまでも国民健康保険税なので国保会計になります。 それを補うために基金として積み立てしている。財源不足となれば取り崩して補うものです。
税務課長	補足ですが、平成18年から合併して今に至るのですが、今は収納率が81.6%、合併当時は60%位だったのが年々上がり、令和3年度から2年連続で80%以上になっている。これから落ちないようにしていきたい。これまでの収納対策の結果であり、過去最高の数値となっている。
石田委員	払えない方や働けない方への見通し、先が分かっているのに何か救済する方法はないのか。
税務課長	生活保護という手段はあります。
石田委員	結局、生活保護に移行していないわけでしょう。

発言者	発言内容
税務課長	生活保護は本人が申請しなければならないものであり、申請に至らないこともあります。
石田委員	結局支払えずに滞納となり時効を迎え不能欠損となります。払えないものを払え払えと言ってもしょうがない。いくら努力しても仕方がない。 先程、令和4年度が112名だったということだが、その前年度とかも同じくらい的人数で同じ人でしょうか。
税務課長	必ずしも同じ人ばかりでもないので、一概に言えません。
会長	我が国医療はお金がない人でも受けられるようになっており、その無理が生じます。町としてはどうしても収納できなかった分を不能欠損という金額で項目を載せざるをえない。そこに苦しさが出てくるのです。 税務課の職員も一生懸命頑張っており、収納率が80%を保持しているということで努力していると思われます。 それでは次に報告第2号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計決算について、事務局から説明をお願いします。
町民課 松林主任 主査	(報告説明)
会長	歳入歳出一緒にやります。質問等ありませんか。
近藤委員	歳入の4の1.財産運用収入ですが、前年度に比べて10万円台から7千円台に減っているのはなぜでしょうか。利率あるいは期間の関係でしょうか。
町民課 松林主任 主査	財産運用収入は基金の利息で、令和3年度満期を迎えた時の利息は、青い森信用金庫は0.01%、東北労働金庫で0.03%でしたが、令和4年度の満期時点から両行ともに0.002%まで利率が下がったため、財産運用収入が減っています。
近藤委員	分かりました。基金残高が結構ありますね。数年前にシミュレーションしていただいたことがありまして、その時は令和7年度には基金がゼロになるだろうと言われていたのですが、驚いています。

発言者	発言内容
会長	他になれば、次に入ります。 報告第3号 高額療養費支給申請手続きの簡素化について、説明をお願いします。
町民課長補佐	(報告説明)
会長	ご質問ありますか。
佐々木委員	申請書様式の中に「一部負担金は医療機関へ支払い済みであることを制約します。」と書いてありますが、医療費の全額を払わなくても一部だけ払ったことが分かれば振り込みになるということですか。
町民課長補佐	この一部負担金というのは、被保険者の窓口負担のことであり、3割であれば3割のことです。自己負担分のことを一部負担金と言いますので、その一部という意味ではなく全額となります。
近藤委員	確認ですが「国民健康保険税の滞納がないこと」と書いてありますが、滞納者に対しては支給が滞ることなく迅速に通知して、手続きをさせ支給分を滞納分に充当させるということによろしいでしょうか。
町民課長補佐	そうありたいと考えております。
奈良委員	6ページの方にデメリット・注意点がありますが、その①②③に対する対処方はありますか。
町民課長補佐	まだ検討中ではございますが、まず①に関しては、滞納がないことを条件としていますので、簡素化の申請手続きをした後でも滞納があれば、簡素化の対象から外れるというような取り扱いになる見込みです。
奈良委員	一応、全員にこの申請書が配られて、それを申請したことで、そういう今言ったようなことで外れるということもあるということですね。
町民課長補佐	この申請書とは別に簡素化の申し出といただく予定ですが、滞納がないことという条件をつけて申請をしていただく形になります。まだ簡素化に関しては様式を作成しておりません。②はまだ検討段階です。③については、再審査により高額療養費の金額にも影響がある場合がありますが、青森県後期高齢者医療広域連合においては、支払い後の調整を行っていないということから、そういった運用も可能なのではないかなという見通しは立てております。現在調査中でございます。

発言者	発言内容
奈良委員	あとからということで間違いが起きないわけではない。今のところ後期高齢者の高額療養費の払い戻しについては、そういう事例がないということですか。
町民課長補佐	事例はあるのですが、再審査により微調整が生じたものについては、支払い後の調整を行っていないとのことでした。今現在、後期高齢者医療制度では、1回申請して口座登録をすると翌月からは書類を出さなくても自動的に振り込まれるような仕組みになっていますが、町国保でも同じような方法を目指しています。まだ課題も整理しながら進めていきたいと考えています。
奈良委員	いずれは70歳から74歳までの人がそういう形になるということでしょうか。
町民課長補佐	全世代となります。
町民課長	補足します。今のお話で平成29年度通知においては70歳から74歳までが対象とされていましたが、令和3年の通知により、市町村で要綱等を作れば全世代でできるということになりました。現在、上十三では東北町と六ヶ所村が実施しています。 我々が簡素化をしようと考えたのかというと、町民の声でそういったことが法律上できるのになぜやらないのかといった提案がされたこと、また、前回報告のように高額療養費の外来年間合算や介護合算の勧奨事務をやれていなかったことから、事務の効率化事務の効率化を図り申請の手間や負担を減らしたいと思ったからです。 まずは今回、本人が自己負担を支払っていることを確認、誓約してもらえれば、領収証が無くても払っていくということとし、来年度4月1日以降には簡素化を目指していきたいと考えております。 税については滞納があった場合は充当ということで、この簡素化は滞納していないことが条件なので、従来どおりやっていきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。
会長	わかりました。報告が終わりましたので、議案第1号 令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（案）について説明をお願いします。
町民課 松林主任 主査	（議案説明）

発言者	発言内容
会長	ご質問ありませんか。 無ければこれで議案第1号は終わります。次に入ります。その他、事務局からお願いします。
町民課長補佐	・令和5年度青森県国保連合会上十三支部の国保運営協議会委員研修会」について案内
会長	無ければ以上で終わります。
町民課長補佐	以上を持って会議を終了します。お疲れ様でした。 (終礼)
閉会	午後4時10分
以上、記録に相違ありません。 会議録署名 会 長 佐々木 四 樓 委 員 近 藤 隆 衛 委 員 石 田 正 奥	

